

県外医学生病院見学旅費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県外に居住する医学生の県内臨床研修病院での初期臨床研修の実施を促進するため、県内臨床研修病院の見学のために要した旅費に対し予算の範囲内で交付する補助金に関して、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県外在住医学生」とは、香川県外の大学医学部又は医科大学の医学を履修する課程に在学する者で、香川県外に在住する者をいう
- (2) 「県内臨床研修病院」とは、別表記載の病院を指す。
- (3) 「見学」とは、医学生が卒後、初期臨床研修のために籍を置く臨床研修病院の選択に必要な情報を得る目的で、県内臨床研修病院を往訪することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県外在住医学生のうち4年生以上の者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が、見学のために、県外の住所地から県内の目的地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費（鉄道（グリーン料金を除く）、高速バス、航空機又は船舶での移動に要した経費に限る。）とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、補助対象経費のうち知事が必要と認めるもので実際に要した費用の額とし、1万円を上限とする。（1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。）

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、見学が終了した日から30日を経過する日又は見学が終了した日の属する年度の翌年度4月5日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(補助金の交付回数)

第7条 補助金の交付は、同一交付申請人につき、第5条で定める限度額に達するまで、年2回までとする。

(補助金交付申請書の受付)

第8条 知事は、受け付けた補助金交付申請に係る補助金額の合計が予算額を超えると認められる場合は、予算額に達した日の翌日から交付申請の受付を停止するとともに、予算額に達した日に受け付けた交付申請は、抽選により先着順を定め予算額の範囲内で受け付けるものとする。

(交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、第6条に規定する補助金交付申請書の内容が適当であると認めるときは、交付を決定するとともに交付すべき補助金額を確定し、書面(第2号様式)により、その旨を交付申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 香川県補助金等交付規則及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付決定を受けたとき

附則

この要綱は、平成30年8月7日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第2条第2号関係)

【県内臨床研修病院】

香川大学医学部附属病院
香川県立中央病院
高松赤十字病院
高松市立みんなの病院
香川労災病院
国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター
三豊総合病院
総合病院回生病院
高松平和病院

香 川 県 知 事 殿

郵便番号 〒
 住所
 (申請者) 学校・学部名
 学年
 名前
 電話番号

印

県外医学生病院見学旅費補助金請求書 (兼実績報告書)

標記補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付申請に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条に規定する暴力団に関与していないことを誓約します。

記

1 交付申請額 金 円 (下記2③を転記)

2 交付申請額の積算

① 県内目的地までの移動に要した交通費 (別紙の3(A)を転記)	円
② 補助金の上限額	10,000 円
③ 交付申請額 (①と②を比較して低い方の額)	円

3 補助金振込先 (※申請者名義の口座を記載してください。)

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通	・	当座
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			(左詰めで記入してください)

【添付書類】

<input type="checkbox"/>	香川県内初期臨床研修病院見学記録 (別紙1~3)
<input type="checkbox"/>	申請者の住所地を証明する書類 (運転免許証、公共料金の領収書等の写し等)
<input type="checkbox"/>	香川県外の大学医学部もしくは医科大学に在学することを証明する書類 (学生証の写し等)

【チェック項目】

<input type="checkbox"/>	県外在住の医学生であり、現在4年生以上である。
<input type="checkbox"/>	申請書の日付は、見学が終了した日から30日以内で記入している。
<input type="checkbox"/>	※3月末に見学する場合 翌年度4月5日 (必着) までに香川県庁に提出することができる。

(別紙2)

経路等

香川県内の臨床研修病院を見学するために実際にかかった交通費の内訳を記載してください。
(鉄道(グリーン料金を除く)、高速バス、航空機、船舶の経費に限る。)

移動した日付	使用した公共交通機関の名称	出発地(駅名など)	到着地(駅名など)	所要額(円)	備考
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
月 日					
交通費合計額 (A)					

公共交通機関への支払いを証する書類 (領収書等)

(領収書等は、この用紙に貼付するか、添付する方法により提出してください。)

第2号様式

医国第 号
年 月 日

殿

香川県知事 氏名 印

年度 県外医学生病院見学旅費補助金の交付決定について

標記について、貴殿から提出のあった県外医学生病院見学旅費補助金請求書並びにその添付書類に基づき、次のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円